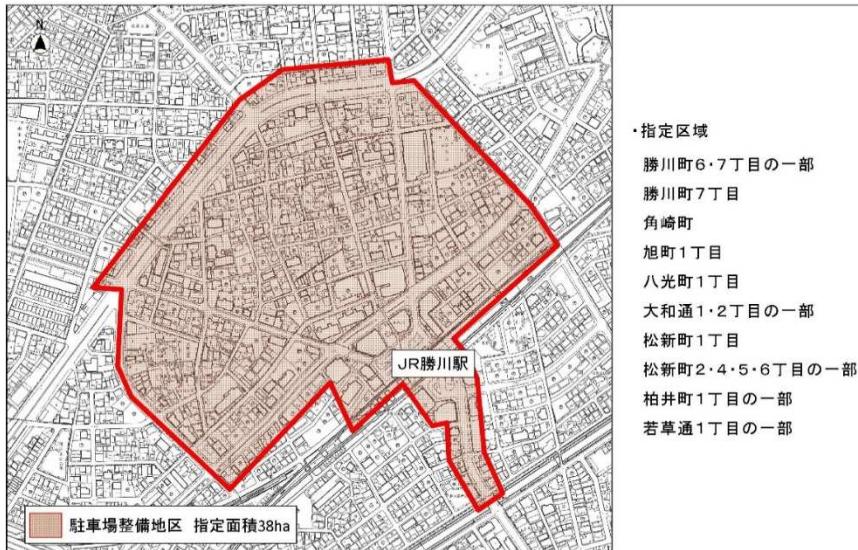


駐車施設の附置義務制度の概要について

駐車場整備地区内に一定規模以上の建築物の新築、増築等をする場合は、「春日井市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づき、その規模に応じた駐車施設を敷地内に附置し、春日井市に届出をすることが義務付けられています。

(平成3年3月28日施行)

○駐車場整備地区



○駐車施設の附置が必要な建築物

次の面積が 1,000 m²を超える建築物には、駐車施設の附置が必要です。

特定用途（共同住宅を除く）部分⁽¹⁾ の床面積(m²)

$$+ \text{共同住宅及び非特定用途部分}^{(2)} \text{ の床面積(m}^2\text{)} \times \frac{1}{2}$$

- (1) 特定用途 … 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キヤバレー、カフエー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場、共同住宅
- (2) 非特定用途 … 上記以外

※駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては屋外観覧席の部分を含む。

○附置義務台数の算定方法

延べ面積に応じ、下表で計算した必要台数の駐車施設附置が必要です。

| 延べ面積 | 必要台数（小数点以下切上） |
|-------------------------------|--|
| 6,000 m ² 未満 | 特定用途(共同住宅を除く) : 床面積 ÷ 150(m ²) × α、 共同住宅及び非特定用途 : 床面積 ÷ 450(m ²) × α $\alpha = 1 - \frac{1,000(m^2) \times (6,000(m^2) - \text{延べ面積}(m^2))}{6,000(m^2) \times \beta - 1,000(m^2) \times \text{延べ面積}(m^2)}$ $\beta = \text{特定用途 (共同住宅を除く) 部分の床面積(m}^2\text{)} + \text{共同住宅及び非特定用途部分の床面積(m}^2\text{)} \times \frac{1}{2}$ |
| 6,000 m ² 以上 | 特定用途(共同住宅を除く) : 床面積 ÷ 150(m ²) 共同住宅及び非特定用途 : 床面積 ÷ 450(m ²) |
| 10,000 m ² を超える事務所 | 建築物の床面積が 10,000 m ² を超える場合には、一定の緩和措置が適応される場合があります。詳細は都市政策課までお問合せください。 |

○駐車施設の規模

附置する駐車施設の規模

- 1 1台につき 11.5 m²以上
そのうち、附置義務台数の3割(小数点以下切上)は1台につき 15 m²以上
- 2 車イス利用者用の駐車施設(幅3.5m以上、奥行6m、高さ2.3m以上)
規模：①附置義務台数が200以下の場合は50台に1台(小数点以下切上)
②附置義務台数が200を超える場合は100台に1台+2台(小数点以下切上)

例) 駐車施設の台数が60台の場合

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 1 15 m ² 以上確保 | 60台×0.3 = 18台(a) |
| 2 車イス利用者用駐車施設 | 50台当たりに1台 = 2台(b) |
| 3 11.5 m ² 以上確保 | 60台-18台(a)-2台(b)= 40台 |

○荷さばきのための駐車施設の確保

特定用途に供する部分の床面積が2,000 m²を超える建築物(共同住宅の用途においては床面積が2,000 m²を超え、戸数が50戸以上の建築物)を新築する場合は、用途に応じ以下の台数以上(小数点以下切上)の荷さばきのための駐車施設の附置が必要。

| その他の特定用途建築物 | 店舗 | 事務) | 倉庫 | 共同住宅 |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------|
| 4,000 m ² につき1台 | 3,000 m ² につき1台 | 5,000 m ² につき1台 | 1,500 m ² につき1台 | 100戸につき1台 |

※駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては屋外観覧席の部分を含む。

- ・延べ面積が6,000 m²未満の場合は、当該合計した数値に $(1 - \frac{6,000(\text{m}^2) - \text{延べ面積}(\text{m}^2)}{2 \times \text{延べ面積}(\text{m}^2)})$ を乗じた台数
- ・荷さばきスペースの規模は幅3m以上、奥行7.7m以上、はり下の高さ3.2m以上

○駐車施設設置(変更)届出について

附置義務により駐車施設を設置(変更)される方は、駐車施設設置(変更)届出書正1通、副本1通に以下の図面を添付して春日井市長に届出が必要です。

また、工事完了後に工事完了届を2通提出してください。

| 提出図面 | | 明示すべき事項 |
|------------|-------|---|
| 駐車施設に関する図面 | 附近見取図 | 縮尺、方位、道路、目標となる地物及び位置 (建築物の敷地外に駐車施設を設けるときは届出に係る建築物との距離) |
| | 配置図 | 縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員 |
| | 各階平面図 | 縮尺、方位、間取及び規模並びに駐車施設内外の自動車の通路及び幅員 |
| 建築物に関する図面 | 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員 |
| | 各階平面図 | 縮尺、方位、間取及び各室の用途 |

<駐車施設の附置義務に関するお問合せ先>

春日井市 まちづくり推進部都市政策課 〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

☎ (0568) 85-6264 FAX (0568) 85-0991

(注意) 本紙は概略を記載したものです。詳細については都市政策課までお問合せください。